中種子町農業委員会総会議事録

１．令和６年２月２２日第７回中種子町農業委員会総会を防災センター１階・第１会議室に会長これを招集する。

２．出席委員

藤田幸司・鮫島安平・田中義人
森山昭市・中﨑和行・梶原誠・上妻廣美・中島秀人
中島真実・永浜三津子・鎌田正司・濵脇嘉則

出席推進委員

出席要請なし

３．欠席委員

牧瀬一典

欠席推進委員

４．日程　第１　会議録署名委員の指名
日程　第２　会期の決定の件
日程　第３　議案第１号　農地法第３条申請について
日程　第４　議案第２号　農地法第５条申請について
日程　第５　議案第３号　非農地証明願いについて
日程　第６　承認第１号　農用地利用集積計画の一部変更について
日程　第７　承認第２号　農用地利用集積計画及び配分計画の承認について
日程　第８　承認第３号　令和６年度標準農作業料金（案）について

５．議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから，令和６年第７回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに，会長からご挨拶をお願い致します。

(会　長)　　挨　　拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は，２番牧瀬委員から欠席の旨通告がありましたので，ご報告致します．出席委員は１３名中１２名で定足数に達しておりますので，総会は成立をしております。推進委員につきましては，出席要請をしておりません。それでは，中種子町農業委員会会議規則により，議長は会長が務めることとなっておりますので，以降の会議の進行は会長にお願い致します。

(議　長)これより，本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第１，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は，農業委員会会議規則第１０条の規定によって，５番田中委員，６番森山委員を指名します。

日程第２，「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は，

本日１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委　員)異議なし。

(議　長)異議なしと認め，会期は本日１日間に決定しました。

日程第３，議案第１号「農地法第３条申請について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。資料の１ページをお開き下さい。議案第１号，農地法第３条申請について説明致します。所有権移転５件，筆数１９筆，面積47,489㎡，田6,205㎡，畑41,284㎡，計　件数５件，筆数１９筆，面積47,489㎡，田6,205㎡，畑41,284㎡です。これらの件につきましては農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件を満たすと考えます。ご審議の程，宜しくお願い致します。

(議　長)次に，順位１について，担当調査委員の９番上妻委員から説明を願いします。

(９番委員)はい，９番上妻です。議案第１号順位１について説明を致します。去る２月７日，譲受人，○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在，大字○○，字○○○，地番○○○○－○○○，地目畑，面積○○○㎡。同字　地番○○○○－○○○，地目畑，面積○○○○㎡です。譲渡人，住所南種子町○○○○○○番地○，○○○○さん。譲受人　住所中種子町○○○○○○番地○○○，○○○○さん。申請理由は，譲渡人が経営縮小，譲受人が経営拡大で売買価格は２筆で１６０万円となっております。場所につきましては，６ページをお願いします。○○集落のほぼ真ん中に位置しております○○さん宅があります。その自宅の道を挟んだ所に２筆あります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議　長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委　員)ありません。

(議　長)質疑なしと認めます。次に順位２について，担当調査委員の１２番永浜委員から説明をお願いします。

(12番委員)はい，１２番永浜です。議案第１号順位２について説明を致します。去る２月４日，譲受人，○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在，大字○○，字○○○，地番○○○○○－２，地目田，面積○○○㎡です。譲渡人住所，東京都○○区○○○丁目○○番○号　○○○○さん，譲受人住所，中種子町○○○○○○番地１　○○○○さん。申請理由は，譲渡人が経営縮小，譲受人が経営拡大で売買金額については１０万８千６００円となっています。場所については，６ページをご覧ください。地図にはないですが，○○○の○○商店を○へ行くと三文字がありますが，そこを○側，○へ○○○ｍほど行った所の○手にあります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いします。

(議　長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委　員)ありません。

(議　長)質疑なしと認めます。次に順位３について，担当調査委員の１１番中島委員から

説明をお願いします。

(11番委員)はい，１１番中島です。議案第１号順位３について説明を致します。去る２月５日，譲受人，○○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。申請筆数が多いため１筆のみ読み上げさせて頂きます。その他の筆は，お目通し下さい。土地の所在，大字○○，字○○○，地番○○○－○，地目畑，面積○○○○㎡他　田２筆と畑７筆です。譲渡人住所　鹿児島市○○○○○○○番地○○，○○○○○さん，譲受人住所，中種子町○○○○○○番地，○○○○○さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈となっています。二人は親戚になります。場所については，７ページをご覧ください。○○○○の奥の方に入った所に１筆あって，そこについて○○さんから入り口が荒れているので，どうにか出来ないかなというふうに言っていました。後は，色々○の近くの田んぼだったり，○○集落へ行く途中だったりと点在しております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いします。

(議　長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委　員)ありません。

(議　長)質疑なしと認めます。次に順位４について，担当調査委員の５番田中委員から説明をお願いします。

(５番委員)はい，５番田中です。議案第１号順位４について説明を致します。去る２月３日，譲受人，○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在，大字○○，字○○，地番○○○○－１，地目畑，面積○○○○㎡です。譲渡人住所　宮崎県○○市○○○○○○○○○○○番地○，○○○○さん，譲受人住所，中種子町○○○○○○番地１，○○○さん。申請理由は，譲渡人が島外居住のため管理不能，譲受人が相手方の要望で売買金額については４３万円となっています。場所については，８ページをご覧ください。広域農道を○○公民館より○○○ｍほど○○の方に進みますと○○さん宅がありますが，その角を○の方へ○○○ｍほど行った所の左側になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いします。

(議　長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委　員)ありません。

(議　長)質疑なしと認めます。次に順位５について，担当調査委員の７番中﨑委員から説明をお願いします。

(７番委員)はい，７番中﨑です。議案第１号順位５について説明を致します。去る２月８日，譲受人，○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。申請筆数が多いため１筆のみ読み上げさせて頂きます。その他の筆はお目通し下さい。土地の所在，大字○○，字○○○○，地番○○○○－２，地目畑，面積○○○○㎡他５筆で申請地は，田が２筆，畑が４筆で合計面積は14,824㎡です。譲渡人住所，中種子町○○○○○○番地　○○○○さん，譲受人住所，中種子町○○○○○○番地○○，○○○○○○○○○号，○○○○さん。申請理由は，譲

渡人が贈与，譲受人が受贈となっています。二人は親子になります。場所については，８ページと９ページをご覧ください。８ページの方は，〇〇小学校から旧〇〇〇〇近くに〇〇〇〇さん宅があります。その近くに２筆。それと〇〇〇〇から〇〇〇集落に抜ける道がありますが，その途中に田と畑があります。それと９ページの箇所は，中学校を〇〇〇方面へ行きますと〇〇〇集落の手前に〇〇があります。その手前に２筆あります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いします。

(議　長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委　員)ありません。

(議　長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第１号については，許可することにご異議はありませんか。

(委　員)異議なし。

(議　長)異議なしと認めます。したがって、議案第１号「農地法第３条申請について」の所有権移転５件については，許可することに決定しました。次に，日程第４，議案第２号「農地法第５条申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料は１０ページになります。議案第２号農地法第５条申請順位１について説明致します。借人が有限会社〇〇〇〇，住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇，貸人　〇〇〇〇さん，住所中種子町〇〇〇〇〇番地２です。申請農地につきましては，大字〇〇　字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇番，地目畑，地積〇〇〇〇㎡。同字　地番〇〇〇〇番１，地積〇〇〇㎡，計2,547㎡。また，隣接する野間〇〇〇〇番２の雑種地も同時使用するとのことです。転用目的がその他山砂仮置場等で，申請理由は，現在土木建築業を営んでおり，山砂置場，砕石，ハエ置場として申請地を利用したいというものです。土地利用規制等につきましては，都市計画区域内，農振農用地外第２種農地，市街地近接農地と思われます。棟数，面積等は山砂仮置場等で2,547㎡となっています。金融機関の残高証明書も提出されており，実現性ありと思われます。農振農用地については，令和６年１月１１日に除外されています。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議　長)次に，担当調査委員の１１番中島委員から説明をお願いします。

(11番委員)はい。１１番中島です。議案第２号農地法第５条申請順位１の現地調査について説明致します。この案件につきましては，先般２月９日午前９時３０分より，会長，田中委員，森山委員，事務局，貸人の〇〇〇〇さん立会いの下，現地調査を実施致しました。場所につきましては，〇〇〇〇〇〇〇から西之表市方面へ行き〇〇さん宅を〇折しまして〇〇ｍほど行った所になります。申請人は，土木建築業を営んでおり山砂の仮置場や砕石，はえ置場として申請地を利用したいというものです。申請地の北側は住宅，東側と南側，西側は畑であり，造成工事に際しては隣接地へ土砂流出がないよう十分注意をするということであります。他に旧空港近くに資材置場を保有しているようですが，現在馬毛島の工事関係で大型車両の往来が多く事故等を懸念し，申請地を新たに資材置場として利用したいと

いうものです。資金については，金融機関の残高証明書が提出され，また被害防除計画書，誓約書も添付されています。現地で検討した結果，転用により周辺に支障を及ぼすことはないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議　長)現地に同行した委員，事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議　長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委　員)ありません。

(議　長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第２号については，許可することにご異議ありませんか。

(委　員)異議なし。

(議　長)異議なしと認めます。したがって，議案第２号「農地法第５条申請について」は，許可することに決定しました。次に日程第５，議案第３号「非農地証明願いについて」を議題とします。順位１について事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい，資料の１１ページをお願いします。議案第３号非農地証明願い順位１について説明致します。土地の所在，大字○○，字○○，地番○○○○番，地目畑，地積○○○㎡。同字，字○○，地番○○○○番，地目畑，地積○○○㎡，計1,753㎡です。申請人は○○○○さん，住所神奈川県○○市○○○○丁目○番○○号○○○○○○○○○です。申請理由は，土地登記簿の地目は畑となっていますが，平成２４年から耕地として利用せず，現況は山林となっています。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議　長)次に，担当調査委員の５番田中委員から説明をお願いします。

(５番委員)はい。５番田中です。議案第３号，順位１非農地証明願いの現地調査について説明致します。この案件につきましては，先般２月９日午前９時５０分より，濵脇会長，中﨑委員，有留推進委員，事務局，申請人の代理である○○○○さん立会の下，現地調査を実施致しました。場所につきましては，小字○○は国道から○○線に向かいまして，広域農道が交わる十文字を○○方面に○○○ｍくらい進んで，○へ○○○ｍほど行った所にあります。次に小字○○は，その十文字を○側，○の方へ○○○ｍほど下った所にあります。申請理由は，土地登記簿の地目は畑となっておりますが，平成２４年から耕地として利用せず現況は山林となっています。耕作しなくなってから１２年以上経っていることから現地で検討した結果，非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議　長)現地に同行した委員，事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議　長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委　員)ありません。

(議　長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第３号については，許可することにご異議ありませんか。

(委　員)異議なし。

(議　長)異議なしと認めます。したがって，議案第３号「非農地証明願いについて」は，許可することに決定しました。次に日程第６，承認第１号「農用地利用集積計画

の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

（事務局）はい事務局です。資料の１２ページをお開きください。承認第１号，農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和６年２月２９日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更については，件数１０件，筆数２０筆，変更面積45,202㎡，契約年数３年から１０年間の合意解約になります。詳細につきましては，１３ページから２６ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

（議　長）これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

（12 番委員）はい。

（議　長）１２番お願いします。

（12 番委員）はい。永浜です。順位１にＡ to Ａとありますが，これはどういった意味なんでしょうか。

（議　長）事務局お願いします。

（事務局）はい。これは便宜上，振興公社がこういう表現をしており，同じ人同士の貸借がある際に使用しています。

（議　長）１２番よろしいでしょうか。

（12 番委員）はい，わかりました。

（議　長）他にありませんか。

（委　員）ありません。

（議　長）質疑なしと認めます。これから採決します。承認第１号については，承認することにご異議ありませんか。

（委　員）異議なし。

（議　長）異議なしと認めます。したがって，承認第１号「農用地利用集積計画の一部変更について」は，承認することに決定しました。次に日程第７，承認第２号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

（事務局）はい事務局です。資料の２７ページをお開きください。承認第２号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和６年２月２９日を公告日とする利用権設定，所有権移転１件，筆数３筆，貸借権５件，筆数１６筆，面積59,736㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については２８ページから４１ページに添付してあります。なお，今回の貸借権順位３から順位６につきましては，中間管理事業法の集積一括方式による貸借で，配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

（議　長）これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

（委　員）ありません。

（議　長）質疑なしと認めます。これから採決します。承認第２号については，承認することにご異議ありませんか。

（委　員）異議なし。

（議　長）異議なしと認めます。したがって，承認第２号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は，承認することに決定しました。次に，日程第８，承認第

３号「令和６年度標準農作業料金（案）について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の最後になりますＡ３サイズのページをお願いします。承認第３号，令和６年度標準農作業料金（案）について説明を致します。２月８日農業公社において，検討会を開催致しました。種子島農業公社の受託部会役員連絡協議会と，さとうきびハーベスター利用組合会長，きびプランター組合会長，中種子町コントラクター組合会長，水稲作業受託組合，きび・甘藷振興会会長，農業公社事務局と行政，そして農業委員会で検討，協議を行いました。昨年度と変更になった項目について説明をさせていただきます。変更した箇所は，朱書きで標記しております。まず一番上の一般農作業賃金でございます。５年度は６，８２４円でございましたが，６年度は７，１７６円の設定をしております。これは鹿児島県の最低賃金が，昨年１０月６日から改定されたことにより１時間８９７円となり，最低賃金を下回らない設定をしております。後の料金につきましては，変更はございません。賃借料情報の標記については，昨年１月から１２月の平均額を情報提供として掲載しております。今年度と比較して増減がほとんど変わりないことから，今年度と同額となっておりますので，これで情報提供を行いたいと思います。審議の程，宜しくお願い致します。

(議　長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委　員)ありません。

(議　長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第３号については，承認することにご異議ありませんか。

(委　員)異議なし。

(議　長)異議なしと認めます。したがって，承認第３号「令和６年度標準農作業料金（案）について」は，承認することに決定しました。

(議　長）これで，本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和６年第７回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。